### Contents

合併で

行財政システムの再構築を ......2

今年度の事業計画から ......6







協議会では、合併後にできる「新市」の総合的まちづくりのビジョン、それを実現する上で取り組む基本的課題を示すため新市建設計画について協議してきました。 このたび協議会の案としてまとまりましたので、住民の皆さんにご説明する資料として概要版を作成しました。 このたが協議会では、合併後にできる「新市」の総どうぞご覧ください。



# 市建設計画(案)の概要を

# 課題

### の たびの協議会だよりでは 第二 は 経 済 成 長 の 鈍 化 などに L١ か なけ れば なりませ 'n

いて少し詳しく述べてみることに 迫してきた市町村財政の事情につ 改めて簡単に述べたあと、 市町村合併が必要な理由について ました。 特に逼

### 大幅な改革が求められて 百併が必要な理 いる市 町 由村

られています。 きましたが、 ま大幅な行財 こ の 広 報 で 特に地方の も 政 何 改革 度 か取 の 市町村は り上げ 必要に 迫

傾向が かり 極的に進めていく必要があります。 なる るとと る中で、 企 を図 業間 Ō 進 に も め Ιţ ビ な 市町村は、 .]競争 りつつ、 応えてい に内容は スに対 お著し ること、 地 域 地 の の 方 す 活 くなると予想され 激 の 多樣化. くことの二つの る要求が増大す さらに住民の行 性 化 的 住 化対策をしっ П 確 民との な 経済の停滞 減 %少や産 方策を積 し難 協調 しく

> 政にお たしていく必要があります。 を 儀 財 市町村とし 上の効率的な財政運営の措置を講じ、 に削減され 徹 なく 政 11 底 規 玉 ١J 的 さ 模 れ 地 て の ます は 見 ての責務 抑 て 方 ð 直 制 の の た 税 地 あ 方交付 で、 た る 収 36 しっ め、 特 L١ が これ に は 伸 税 市 歳 縮 び かり まで以 が 町 出 小 悩 大幅 村財 全体 が 余 み 桌

強化する必要があります。 村 せること 行できるよう自らの行政能力を充実 ば 事業を市 形で国や 務 第三は、 事 の が 町 業 県が管理してきた事務 移 進められて 村に移譲(地方分権)さ 市町 を 自 譲 立 を受け、 村 的、 への 補助 主 お 体的 こ ij 多事業等 れらの に実 市町

いことと思われ も 時 の は 代 解 難 決に を 題 少 です 明 b る 向 で が、 < け も 力 T 早 Ś 強 取 ま つ く開 り組 す ま の の IJ 難 しし み で、 は て

新 しし 市 ゖ

L١

課 町 が تع

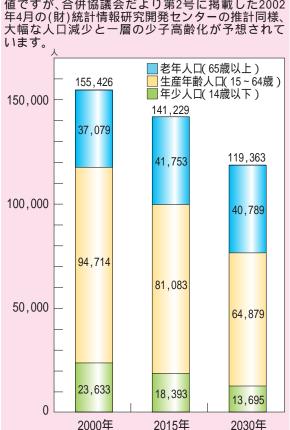
題 村 た

> 明 くこと、 問 力 恵 行 市 私 を考えて実行する必要がありますが、 心と行動 問題を解 財政 たちは、 **たある** 町村が合併を その な対策だと考えています。 ため、 の それ 決し の システムを再構築し、 まちづくり」 能 こ ーが 最 の際、 ながら、 力を結集して諸 速やかに有 Ū て、 も効果が 志 そのうえで が を進めて 念願する魅 効 致する な あ る賢 々の 対 知 L١ 策

> > より より 各市 提供できるでしょ 行動 なり、 ど行政サービスを提供する部門では、 また健康福祉 ・資金は大幅に 合併によって、 高度で多様な行 力を発揮して ・優れた知恵によって積極的 町 互いに切磋琢磨を重ねながら、 村の (専門) 産業、 節減できること、 従前にもまさる 総 職員が 政 括部門 サー 建設部門 ビスを の 体 人員 に

すし、 に対 これ 者を挙げて全力で努力して ゖ 最大限に トが問題だと指摘されていますが ればなりませ ま 処し た には問題が生じないよう十 さらには合併 て解消 . 発 よく合併によるデメリッ (揮できるように、 h することが可 の ジメリッ 関 能 か 1 を 分 な 係 で

庄内南部地区の人口の推移と年齢別構成 昨年12月の国立社会保障・人口問題研究所の推計値ですが、合併協議会だより第2号に掲載した2002年4月の(財)統計情報研究開発センターの推計同様、大幅な人口減少と一層の少子高齢化が予想されています。



# にわかに逼迫してきた 市町村財政

の考えに任せる時代にもなりつつ 国や県の事務を徐々に市町村に移 情はたいへん逼迫しています。 ま そのサービス業務を市町村 玉 地 方を通 じ、 また、 財政事

がそれです。 いて、次の三つのことを柱にして 大幅な改革措置を講じ始めまし 「三位一体の改革」といわれるの そこで国は、 国と地方財政につ

# 国庫補助負担金の削減

助負担金を削減する の制度・事業を廃止、 ている資金のうち、 国が地方に補助金として負担 4兆円程度分 あるいは補

# 国税から地方税への移譲

円

せる。 移譲し、 助金相当額の国税を地方税として 」で廃止あるいは削減した補 その取扱いは市町村に任

# 地方交付税の見直し

を大幅に減額させる。 付税制度を見直して、 総額を圧縮するとともに、 の大部分を地方交付税として補填 国は地方税だけでは足りない財源 しているが、 国が決める地方財政計画において、 まず地方財政計画の その交付額 地方交

> 置が講じられました。 そして、 平成16年度に Ιţ 次の

措

### 国庫補助負担金の削 減

兆3百億円程度

部は、次の 保育所等の負担金を廃止し、その 金を廃止・縮減するとともに、公立 公共事業費等の一部の補 」の措置で補填する。 助 負担

### 税源の移譲

# 六千五百五十八億円

して確保する。 負担金削減分の一部を地方財源と 」の公立保育所等への補助

## 昨年度比一兆一千八百三十二億 地方交付税の削減

円

五%削減する 地方交付税総額を、 昨年度より六・

### 昨年度比一兆六千七百九 赤字地方債の削減 + 億

年度より二十八・六%削減する。 対策債、 ために設けられた借金・臨時財政 地方交付税の いわゆる赤字地方債を昨 財源不足分を補う



今の制度・措置のままでは、国・地方 であり、 七百兆円もあって、この償還が問題 国と地方財政全体の債務( 借金 )が この 財政改革の措置については、 仮にそれを抜きにしても、

> られているといえるでしょう。 つ かなり大幅な構造改革の必要に の債務はさらに累増する制度にな ていますので、国、地方財政ともに

要望し、 この市町村も大きなショックを引 たが、それでも歳入の減額は はだ不合理な措置を見直すよう 全国町村会では、提案の中では けたと思われます。全国市長会 地区の市町村はもとより、全国に 置案が示されたときは、庄内南郊 それにしても、平成16年度 それなりの改善を見ま の ##

的には、 強い不満、 町村では、 思われます。 革措置を避けることはできない たいところですが、それでも大口 年度以降の措置には十分に留意 想以上に大幅なものでした。 したがって、全国の道府県やす 今後も何らかの大幅なる 批判を述べており、東 いまも国に対し、 な

				と改局	し来お市	予 し に な	語るかを	措 迫にな
7 市町村	7 市町村の一般会計当初予算とそのうちの地方交付税、臨時財政対策債、基金繰入金 (単位:百万円						(単位:百万円)	
		平成15年度当初予算			平成16年度当初予算			
	予算総額	地方交付税	臨時財政 対策債	基金繰入金	予算総額 (増減率)	地方交付税 (増減率)	臨時財政対策債 (増減率)	基金繰入金 (増減率)
鶴岡市	33,810	9,477	1,956	1,070	37,229 (10.1%)	9,183( 3.1%)	1,396( 28.6%)	1,479( 38.2%)
藤島町	5,366	1,984	368	275	5,188( 3.3%)	1,856( 6.5%)	275 ( 25.3% )	575 (109.1%)
羽黒町	4,555	2,077	369	446	5,076 (11.4%)	2,032( 2.2%)	250 ( 32.2%)	565 ( 26.7%)
櫛引町	4,218	1,874	344	199	4,028( 4.5%)	1,690( 9.8%)	233 ( 32.3%)	184( 7.5%)
三川町	3,507	1,520	315	104	4,262 (21.5%)	1,406( 7.5%)	224( 28.9%)	551 (429.8%)
朝日村	4,590	1,931	394	342	4,200( 8.5%)	1,792( 7.2%)	275 ( 30.2%)	473 ( 38.3% )
温海町	5.318	2.460	410	291	5.420 ( 1.9%)	2.300( 6.5%)	285 ( 30.5%)	481 ( 65 3% )

### 全国の人口10万人未満の市町村の市町村民税、地方交付税等の平均額と歳入総額に対する平均割合

(平成13年度市町村別決算状況調から) (単位:百万円						
人口規模(H12年国調)	市町村数	歳入総額	市町村民税	地方交付税	国県等支出金	市町村債
9万人以上10万人未満	21	33,314	14,406 (43.5%)	4,290 (12.8%)	4,262 (12.7%)	3,268 ( 9.6%)
8万人以上9万人未満	33	30,037	11,789 (40.0%)	4,316 (14.6%)	4,143 (13.5%)	2,952 ( 9.3% )
7万人以上8万人未満	36	24,462	10,506 (43.9%)	3,585 (14.1%)	3,260 (13.1%)	2,080 ( 8.6%)
6万人以上7万人未満	62	23,080	8,752 (38.3%)	4,235 (18.4%)	3,232 (13.8%)	2,035 ( 8.6% )
5万人以上6万人未満	70	20,629	7,336 (36.9%)	3,828 (18.5%)	2,994 (13.9%)	2,109 ( 9.8% )
4万人以上5万人未満	97	16,853	5,792 (35.9%)	3,806 (22.0%)	2,155 (12.4%)	1,578 ( 8.7% )
3万人以上4万人未満	166	12,961	4,209 (33.8%)	3,228 (24.2%)	1,626 (12.1%)	1,168 ( 8.6%)
2万人以上3万人未満	256	9,925	2,700 (28.8%)	2,910 (28.8%)	1,228 (11.8%)	987 ( 9.4% )
1万人以上2万人未満	700	6,403	1,476 (23.8%)	2,213 (34.7%)	782 (11.8%)	628 ( 9.4% )
1万人未満	1,554	4,048	512 (12.4%)	1,752 (44.5%)	561 (13.4%)	478 (11.5%)

これ からは財政資金が 著しく窮屈に

政力が弱い団体では公共施設の整 施設の整備の際に活用してきた有 交付税措置(段階補正措置)も徐々 Ιţ ても、必要な財源を確保することが どが主なものです。 備がはなはだ困難になったことな 利な起債制度が廃止されたため、財 そうなこと、第三は、これまで公共 的な運営の余地が著しく狭められ られる恐れがあるなど、財源の自主 にではあるでしょうが、かなり減じ 模町村ほど手厚く交付されてきた 圧縮されると予想されるうえ、小規 とても難しくなりそうなこと、第一 の事業を引き続き実施しようとし が、それに伴い、地方公共団体がこ に廃止・縮減していくと思われます は、国庫補助負担制度の一部を徐 つかの問題を考えてみますと、第 ここでこれから懸念される 地方交付税の交付金総額が年々

由は先に述べたとおりです。 だとされているわけであり、その理 方策を築くため、市町村合併が必要 金を効率的、 そこで、著しく窮屈になる財政資 有効に活用する態勢、

部を負担すること、また合併後のま うに緩和措置を講ずること、そのほ 併特例債制度 )を設けることがその 金の70%を国の資金で補填する合 あとで年次的に返済する元利償還 用にあてるため、有利な借金の制度 ちづくりのための建設事業等の費 か、合併に伴い必要となる経費の の5ヵ年度間は急激に減らないよ た額の普通交付税を交付し、その後 合併がなかったものとして算定し 市町村には、合併後10ヵ年度の間 までに合併の法的手続きを終えた 合併する(つまり、平成17年3月末 事業費の95%を借金でまかない まず、現在の合併特例法によって

> どうかにかかわらず、小さい町村に手厚 さい町村に手厚く交付される措置(段階 くする措置は次第に薄くなると予想さ のようですが、これからは、合併するか 補正措置)のうまみが消えるという主張 ります。それは、地方交付税が規模の小 経過して財政の特例措置が終了したあ のと思われます。 れ、こうした懸念はあまり当たらないも た町村よりも軽くなるという主張があ とは、国からの支援措置が合併しなかっ なお、この合併後10年から15年が



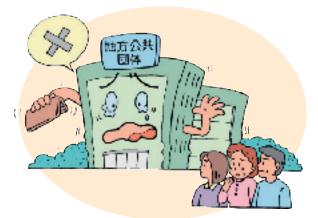
利用すべきです。

三川町

講ずるのは当然のことです。そこで、 を紹介します。 すでに措置されていることの概要 るうえで、財政援助の特例措置を 方、国が、この市町村合併を進

主なものです。

このような財政の特例措置は、平



適用され、その後に合併する場合は の法的手続きを済ませたところに 成17年3月末までに合併するため

であり、いずれ合併するのであれば 特例措置が大きく減じられるよう

こういう有利な財政措置は大い

اتا

# 市民とともに、頼もしい安心・ 安全の新市を築く

時期を失することなく踏み出すこ えのことではありますが、それも れます。 とが必要です。 の措置を講ずる必要があると思わ 造の改革、より差し迫っては合併 このように、 合併措置は当然熟慮のう 市町村は大幅な構

って運営していくことに理解と協 財政面では、受益者負担の原則に立 づくりを進めていかなければなら いろな意味で温かい理解と協力を れます。そして、その責務を果たす 続くとも予想され、行政が担う責務 力をいただくことなどであります。 施設など公共サービス機関において、 ないでしょう。それは、地域コミュ いただき、力を合わせて立派なまち はさらに重いものになると考えら なお社会・経済事情の激しい変化が ではありません。特にこれからは まで万事がうまくいくというわけ ていただくことであります。さらに て、温かい心と優れた能力を発揮し またボランティア、NPOなどとし ニティの場で、保育園や高齢者福祉 環として、住民の皆さんにもいろ 他方、合併措置をすれば自然のま

うかと思います。 市町村で新市を発足させ、理想的な に一刻も早く取り組み始めてはど この時代に、私たちは、合意を得 まちづくりを目指して、必要なこと いずれにしても、かつてなかっ

に、改めてよく考えてみたいと思い こういったことを、皆さんと一緒



の法定定数は34人となります。 庄内南部地区を一市とした場合 て法律で上限が決められており 議会議員の定数は人口に応じ

あります。 ま全員在任できる「在任特例」が の議員(現在127人)がそのま 数特例」と、2年以内は旧市町村 以内を定数とすることができる。定 められています。合併後最初の選 挙に限って法定定数の2倍(8人) ただし、合併の場合は特例が認

する。

市の議会議員の定数は、

34 人 と

されました。 の合併協議会で次のように確認 その協議結果に基づき、2月27日 小委員会で協議を続けてきました。 員である協議会委員で構成する この取扱いについては、議会議

の議会議員の定数 1合併後最初に行われる選挙で

後最初に行われる選挙での議会議 員の定数は次のとおりとする。 在となることを避けるため、合併 区域の議会議員が一人あるいは不 合併後の激変緩和と各市町村の 各市町村単位に選挙区を設け、 を適用し41人とする。 議会議員の定数は、定数特例

> は、左表のとおりとする。 各選挙区における議員の定数

2 新市の議会議員の定数 2回目以降の選挙における新

	現在の定数	合併後 最初の 選 挙	2回目 以降の 選挙	
鶴岡市の区域	28人	23人		
藤島町の区域	18人	4人		
羽黒町の区域	18人	3人		
櫛引町の区域	15人	3人	34人	
三川町の区域	16人	3人		
朝日村の区域	14人	2人		
温海町の区域	18人	3人		
合 計	127人	41人		

れることになります 選挙は、合併から50日以内に行わ なお、合併後の最初の議会議



議会議員定数等検討小委員会



### 平成16年度歲入歲出予算

<b>成人</b> 人		
科目	金額(千円)	内 容
負担金	29,868	各市町村負担金(鶴岡市19,324、藤島町2,360、羽黒町1,852、櫛引町1,643、三川町 1,523、朝日村 1,135、温海町2,031)
県交付金	5,000	ゆとり都山形未来のまちづくり交付金
繰越金	1	
雑収入	1	預金利子等
計	34,870	

### 歳出

/小火 [11]		
科目	金額(千円)	内 容
報 酬	2,884	協議会委員等報酬
共済費	462	臨時職員社会保険料等
賃 金	4,052	臨時職員賃金
報償費	450	調査指導謝礼等
旅費	2,718	委員費用弁償、視察旅費等
需用費	19,785	事務用消耗品費、協議会だより・新市
		建設計画等資料印刷製本費等
役務費	219	郵送料等
委託料	1,566	ホームページ作成、会議録反訳委託料等
使用料及	2,434	協議会会場使用料、パソコン賃借料等
び賃借料		
備品購入費	300	事務用備品
計	34,870	_

合併協定内容について確認します。 協議結果等について、その内容を 協議結果等の資料等の作成 合併協定案の協議 表して県・国に送付します。 協議を踏まえて、市町村長による

理を行い、次の柱に沿って準備作業 じめ、必要な事項について協議・整

を進めていきます。

会議の開催

合併特例法で定めていることをは 度は、新市に円滑に移行できるよう、 とすることで合意しています。今年 併の期日を平成17年3月31日まで

開催していきます。

協議会、小委員会等の会議を適宜

新市建設計画の作成

め

庄

|内南部地区合併協議会では、

を行って計画を作成します。 を踏まえ、協議により必要な修正 県と協議し、作成後に計画 住民の皆さんや議会等の を公 意見

村と協議を行います。 スムーズに実施できるよう、市町 事務処理、庁舎の整備、移転等が 新市発足の準備 新市へ移行するための事前

その他必要な資料

新市建設計画の概要の資料

各協議事項の協議結果等の資料

行います。 周知されるよう、市町村と協議を 容などが住民の皆さんに十分に 手続き、庁舎の組織配置・業務内 合併後のサービス提供の窓口・

第5号

経過、結果等をお知らせします。 住民の皆さんに、次により協 住民への情報提供 協議会だよりの発行

議

ホームペー ジでの公開 新市建設計画の概要、 協議状況、会議資料、会議 協議事項 録

説明資料の配布

き継ぐため、整理します。 合併の記録の整理等 合併の経過を記した冊子を作 合併の関係書類等を新市に引

成します。

<del>车</del>度 事業計画か  $\bigcirc$ 

公表し、住民の皆さんに説明するた に、次の資料を作成します。 新市建設計画書



6

合併協議会事務局では、協議状況をお知らせする ため、協議会のホームページを開設しています。

協議会だよりでは紙面の制約もあり、なかなか会 議の様子を伝えるのが難しいところがあります。

- ムページでは、合併協議会を設置 全体協議会と議員定数等検討小委員会、 員会の会議資料・議事録を掲載していますし、 まで発行した協議会だよりもご覧いただけま

また、各市町村のホームページには合併に関するコーナーがあり、合併に関するご意見などをお寄せいただくこともできます。どうぞご利用ください。

### 庄内南部地区 併協議会だより

編集·発行/庄内南部地区合併協議会事務局 山形県鶴岡市馬場町9-25 〒997-8601 TEL 0235-25-2115 FAX 25-2154

電子メール info@shonainanbu-gappei.jp ホームページアドレス http://www.shonainanbu-gappei.jp/